

## ●香川県広域水道企業団監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年1月26日

香川県広域水道企業団監査委員 石垣佳邦  
同 武田宏之

### 1 監査対象機関

総務企画課  
企画調整課  
財務課  
財産契約課  
計画課  
浄水課  
工務課  
水質管理課  
高松ブロック統括センター  
中讃ブロック統括センター  
西讃ブロック統括センター  
東讃ブロック統括センター  
小豆ブロック統括センター  
広域送水管理センター

### 2 監査対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 3 監査対象事業

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 4 監査実施期間

令和7年6月10日から同年11月12日まで

### 5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次のとおりである。このほか、軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳重かつ適正な管理に留意するよう要望した。

#### (1) 監査委員総括

事務処理等の一部において改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行に当たっては、指導事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは、地方自治法第292条において準用する同法第199条第14項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

#### (2) 指摘事項

なし

#### (3) 指導事項

ア 施行伺には3者見積と記載があるが、1者しか見積徴収しておらず、その理由や1者の選定

理由が書かれていなかった。 (小豆ブロック統括センター)

イ 文書の保存年限が適切な保存年限でないものがあった。 (小豆ブロック統括センター)

ウ 振替伝票について、合議ができていなかった。 (小豆ブロック統括センター)

エ 検収確認を正しく行わずに支出命令を行っていた。 (高松ブロック統括センター、西讃ブロック統括センター)

オ 請書、契約書に仕様書を添付していなかった。 (中讃ブロック統括センター)

カ 業務継続計画が、策定期から更新されていなかった。 (高松ブロック統括センター、西讃ブロック統括センター、東讃ブロック統括センター、小豆ブロック統括センター、広域送水管理センター)

キ MCA無線訓練について、訓練時の通信記録はあるが、訓練全体を通しての記録がなかった。  
(本部計画課、高松ブロック統括センター、中讃ブロック統括センター、西讃ブロック統括センター、東讃ブロック統括センター、小豆ブロック統括センター、広域送水管理センター)

ク 事業体主催の訓練に参加しているが、訓練参加時の記録がなかった。 (高松ブロック統括センター、西讃ブロック統括センター、東讃ブロック統括センター、広域送水管理センター)